

令和7年度 四国中央市社会福祉協議会 成年後見制度中核機関運営事業計画（案）

1. 目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律及び第2期四国中央市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図り、契約行為及び財産管理に必要な判断能力が不十分な人の権利擁護に係る総合的な相談及び支援事業を実施するとともに、福祉サービスの適切な利用を支援することにより、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業実施体制

名称及び連絡先	四国中央市社会福祉協議会 成年後見サポートセンター 住所：四国中央市三島宮川4-6-55 四国中央市福祉会館1階 電話：0896-28-6101	
従事者氏名	職種	資格等
藤原 邦彦	管理者	生活相談支援課長（社会福祉主事）
	役割	事業実施についての指導監督及び適切なサポート
鈴木 豪	コーディネーター	社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・保育士
	役割	・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。 ・専門職団体、関係機関の協力、連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う（協議会の運営等）。
業務実施日、時間	月曜日～金曜日、8:30～17:15	
休業日	土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）	

3. 事業内容

(1) 広報・啓発業務

ア 制度に関する住民の理解及び制度利用の促進が図られるよう、パンフレットの作成・配布や関係機関との連携により、広報・啓発を行う。

イ 行政機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所及び医療機関等関係機関（以下「関係機関等」という。）並びに弁護士、司法書士及び社会福祉士等専門職（以下「専門職」という。）などに対して、相談窓口を周知するとともに、制度の概要や意思決定支援に関することなど、その対象に応じた内容による啓発を行う。

(2) 相談業務

ア 電話及び窓口における制度利用等の相談に対し専門的な助言を行い、必要に応じて専門職等の協力を得て、制度利用の必要性及び緊急性の判断を行うとともに、申立支援や専門機関への支援に繋ぐ。

イ 相談者の状況により、窓口に来ることができないなどの理由がある場合は自宅や施設等への訪問やオンラインを活用した方法により、適切な制度利用ができるように対応する。

ウ 関係機関等からの求めに応じてケース会議等に参加し、協力や助言を行う。

(3)利用促進業務

ア 申立支援業務

(ア)親族又は本人が申立人となる際には、専門職の代行とならないよう留意し、記載例や申立書類セット等を用いて書類の書き方や内容確認等の支援を行う。また、申立後から審判が確定するまでの間の必要な支援を行う。

(イ)市長申立が必要な際は、市担当課に速やかに連絡し、申立に必要な書類の作成や診断書の手配等を連携して行う。

イ 後見人等受任者調整業務

後見人等受任者に関する相談があった場合、本人の状況、状態に合わせて後見人等候補者の職種等について、助言を行うとともに、必要に応じて、四国中央市成年後見制度受任者調整等委員会要綱に基づき事務局を担い、後見人等候補者の受任調整を行う。

ウ 市民後見人養成等業務

地域福祉活動の一環として権利擁護への理解を促進するため、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の支援にあたる市民後見人の養成研修を行う。また、市民後見人養成研修修了者に対して、権利擁護支援を行う担い手として活躍できる場を検討・整備する。

エ 関係機関等連絡調整業務

(ア)日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業との連携

四国中央市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の対象者のうち、制度の利用が望ましいケースについては調整を行い、スムーズな制度利用ができるよう努める。

(イ)関係機関等との連携

四国中央市の福祉窓口や関係機関等と連携し、制度利用が必要な対象者への早期介入や支援における協力関係を構築し、制度利用に係る課題等の把握に努める。

(4)後見人等支援業務

ア 権利擁護支援チーム会議の開催

中核機関が支援に関わったケースについて、後見人等選任後に関係機関等及び後見人等との情報共有と役割分担を行い、後見活動が円滑に行われるため権利擁護支援チーム会議を開催する。なお権利擁護支援チーム会議は、就任時報告の期限である 1 か月以内をめどに開催するものとするが、中核機関を中心として、後見人等と支援体制が整っている場合はこの限りではない。

イ 後見人等に対する総合支援

後見人等からの相談に対し必要な助言を行うとともに、被後見人等にとって重要な影響を与えるような法律行為及びそれに付随した事実行為の場面では、被後見人等に対して、適切な意思決定支援がなされるよう支援チームの結成等に努める。また、支援チームとしての良好な関係を築くことで不正防止に努める。

(5)地域連携ネットワーク構築業務

ア 四国中央市成年後見制度利用促進連携協議会の運営に関する業務

イ 四国中央市成年後見制度利用促進審議会の運営に関する業務

(6)その他運営に必要な業務

その他、市と協議のうえで、必要に応じた権利擁護に関する業務を実施する。

4. 第2期四国中央市成年後見制度利用促進基本計画期間（R7年度～令和9年度）の目標及び取組み内容

施策目標1	具体的施策	目標・取組み内容
利用者がメリットを実感できる制度の運用	(1) 誰もが安心して利用できる環境整備	
	①権利擁護支援が必要な市民の把握と早期発見・早期支援	② 地域の相談支援機関と中核機関の連携強化 ②金融機関・市窓口へ、中核機関案内リーフレットの配布
	②適切な受任者調整等の支援 <u>(重点施策1)</u>	<u>①受任者調整等委員会の開催（R9年累計20回）</u> <u>②候補者職種のマッチング率（90%）</u> ③受任調整委員会の事前準備の充実（1期課題） ④市長申立て以外の受任者調整の検討
	③市長申立ての実施及び成年後見制度利用支援事業の利用促進	①成年後見監督人への利用助成追加検討
	(2) 後見人等の担い手の確保	
	①市民後見人の養成・活躍支援 <u>(重点施策2)</u>	<u>①市民後見人養成研修の開催（R9年累計3回）</u> <u>②市民後見人養成研修の受講者数（R9年類型30人）</u> <u>③市民後見人名簿登録者数（R9年類型3人）</u> ④市民後見人養成研修修了者の実務経験（6ヶ月）を提供するため、生活支援員（日自）、法人後見支援員としての活動体制の構築 ⑤受講しやすい開催方法の検討（1期課題） ⑥市民後見人等ネットワーク連絡会（仮）の立ち上げ
	②法人後見活動の推進	①社協法人後見事業の体制強化
	③親族を含む後見人等への支援	①親族後見人へ中核機関の機能（後見人支援）の周知（1期課題） ②親族後見人からの相談対応、情報提供の実施（不正防止効果）
施策目標2	(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実	
権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び、実施体制の充実	①権利擁護支援チームの充実	①中核機関の機能「権利擁護チームの形成機能」について、関係者へ周知（1期課題） ②支援者への各種意思決定支援に係る各種ガイドラインの理解促進（1期課題）
	②協議会の機能強化	①利用促進連携協議会に金融機関が参画する。（1期課題） ②協議会における議題 R7年度：中核機関の窓口周知・市民後見人養成研修修了後の活躍支援について（案） R8年度：市長申立て以外の受任者調整について（案） R9年度：民法改正（成年後見制度）、総合的な権利擁護策、国第3期基本計画を踏まえた市第3期基本計画の策定について（案）
	③家庭裁判所との連携	①受任者調整に係る連携強化 ②協議会へのオブザーバー参加の継続 ③親族後見人への中核機関案内の協力依頼
	(2) 中核機関の適切な運営	
	①中核機関の設置と運営	①方針決定会議メンバーのスキルアップ（1期課題）

		②中核機関の法的位置付けや名称変更への対応
	②中核機関の相談機能の強化	①権利擁護支援に係る各種研修会への参加 ②専門職等によるバックアップ体制の構築
施策目標3	(1) 権利擁護支援についての 広報・啓発活動	
成年後見制度を含めた 権利擁護支援の理解促進	①市民へ向けた広報・啓発	①中核機関による出前講座（アウトリーチ型）の推進（1期課題） ②市民向け講演会の実施 ③各種イベントにおける普及啓発 ④働き世代への周知方法の工夫（1期課題）
	②関係者へ向けた広報・啓発	①支援者向け研修会の実施 ②金融機関・市窓口への中核機関の案内（1期課題）
	③意思決定支援の普及・啓発	①関係者への意思決定支援に関する研修会の実施（介護・障がい者等の支援者）
	(2) 権利擁護支援に関する相談窓口の浸透 (重点施策3)	
	① 相談窓口の周知	①相談窓口の明確化（リーフレット作成等）(R9実施) ②関係機関への周知 (R9全事業所)
	②相談窓口の充実と連携	③関係機関へ向けた研修会等の開催 (R9累計2回)

5. 令和7年度における重点取り組み内容

(1) 相談窓口の周知（重点施策3）

- ・中核機関の案内チラシを作成し、介護、障がい、医療機等の事業所、医療機関、金融機関へ訪問し、相談窓口の浸透を図る。

(2) 市民後見人の養成・活躍支援（重点施策2）

- ・市民後見人養成研修（基礎編・実践編）の実施
- ・市民後見人養成研修修了者の実務経験（6ヶ月）を提供するため、生活支援員（日自）、法人後見支援員として活動できる体制を構築する。
- ・市民後見人等ネットワーク連絡会（仮）の立ち上げ準備

6. 令和7年度 業務予定表

月	業務内容
4 月	■仕様書の確認 ■委託契約締結 ■事業計画書の提出
5 月	■第1回成年後見制度利用促進審議会「5/12（月）（福祉会館）」 ■第1回成年後見制度利用促進連携協議会「5/28（水）（福祉会館）」 ■中核機関案内チラシ作成 ■市民後見人養成研修修了者の実務経験提供のための協議開始（10月を目処）
6 月	■中核機関の機能について広報活動開始（介護・障がい・医療機関・金融機関等） ■社協だより（6月号）・社協HP・SNS等を活用し中核機関受託について広報
7 月	□支援者向け研修会（介護・障がい・医療関係者等）（未定） （内容案）本人情報シートの書き方
8 月	■市民後見人養成研修「基礎編：入門講座」「8/30（土）、31（日）」（福祉会館）
9 月	■市民後見人養成研修「基礎編：基礎講座」「9/9（火）、10（水）、11（木）」（福祉会館）
10 月	□第2回成年後見制度利用促進連携協議会「10/29（水）（予定）」（福祉会館）
11 月	■市民後見人養成研修「実践編：動画研修」「11月27日（木）、28日（金）」（交流棟）
12 月	
1 月	■なんでも相談会（権利擁護部門）「1/17（土）（しこちゅ〜ホール）」
2 月	■市民向け権利擁護講演会「2/7（土）8しこちゅ〜ホール」（仮）特殊詐欺と権利擁護」 □第2回成年後見制度利用促進審議会「（2月（予定）」 □市民後見人養成研修「実践編：集合研修」「1月下旬か2月上旬開催予定」
3 月	■市民後見人修了者実務開始準備（日自生活支援員・法人後見支援員）
定例会議等	
■中核機関担当会（月1回） ■方針決定会議（基本月1回） ■受任者調整会議（基本月1回） ■自立支援協議会権利擁護部会（基本月1回）、■月次実績報告書（翌月10日まで）	
随時会議等	
■再編ケース会議 ■出前講座・イベント参加による広報・啓発	
研修等参加予定	
□成年後見制度利用促進体制整備研修 □愛媛県成年後見制度利用促進協議会 □愛媛県成年後見制度 促進セミナー □愛媛県成年後見制度意思決定支援研修会 □法人後見実施団体養成研修 □愛媛県成 年後見制度利用促進検討会 □家事関係機関連絡会等	

※業務の都合や関係機関との調整により、スケジュールを変更する場合があります。

※□は未確定